

令和2年度 鹿児島市 社会福祉法人・施設指導監査説明会

本年度の指導監査説明会につきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止といたします。各法人・施設の皆様方におかれましては、資料をご一読いただき、今後の法人・施設運営の参考としてください。

また、新型コロナウイルスへの対応については、厚生労働省や内閣府の通知、事務連絡等で示されている留意点などを徹底していただき、引き続き感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部 指導監査課

目 次

令和元年度指導監査実施結果	P 1
---------------	-----

令和元年度の指導監査において改善が必要とされた事項(主なもの)

社会福祉法人に対する指摘事項	P 2
----------------	-----

児童福祉施設に対する指摘事項	P 4
----------------	-----

障害者支援施設に対する指摘事項	P 6
-----------------	-----

老人福祉施設に対する指摘事項	P 6
----------------	-----

令和2年度指導監査等実施計画及び重点事項 (抜粋)	P 8
---------------------------	-----

令和元年度 指導監査実施結果

(単位：件)

区 分	法人・施設数 (H31.4.1現在)	実施数	指摘数	
			文書指摘	口頭指摘
1 社会福祉法人	121	47	159	108
2 社会福祉施設	554	239	148	278
(1) 児童福祉施設	154	156	105	199
(2) 保護施設(救護施設)	1	1	0	1
(3) 障害者支援施設	18	18	11	14
(4) 老人福祉施設等	381	64	32	64
合計	675	286	307	386

令和元年度の指導監査において改善が必要とされた事項(主なもの)

社会福祉法人に対する文書指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
評議員 評議員会	1	評議員会の日時及び議題等が理事会の決議により定められていない	4
	2	評議員の選任が定款に定められた方法により行われていない	4
	3	評議員候補者が欠格事由に該当しないことが確認されていない	4
	4	議事録署名人の署名又は記名押印が適切になされていない	3
	5	評議員会の招集通知を省略する場合の評議員全員の同意がない	2
	6	必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない	2
理 事 理事会	7	議事録署名人の署名又は記名押印が適切になされていない	7
	8	理事候補者が欠格事由に該当しないことが確認されていない	6
	9	理事会の決議を要する事項について決議が行われていない	3
	10	理事長への権限の委任の範囲が適切に定められていない	3
	11	理事として含まれていなければならない者が選任されていない	3
	12	理事長が理事会で選定されていない	2
	13	理事の選任について評議員会で決議されていない又は決議されたことが確認できない	2
	14	必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない	2
	15	理事就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない	2
監 事	16	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない	11
	17	理事会への出席義務が履行されていない	8
評議員、理事及 び監事の報酬	18	理事及び監事の報酬総額が定款に定める手続きにより定められていない	22
	19	支給基準と異なる額が支給されている	4
	20	旅費として全員に一律の金額が支給され、報酬として位置付けられていない	4
	21	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の決議により定められていない	3
事業一般	22	定款に定める事業が実施されていない	2
会計管理	23	適切な予算管理が行われていない	5
	24	附属明細書と計算書類の金額が一致していない	3
	25	役員報酬を役員等が立て替えたまま精算されていない	3
	26	資金の繰入れに関して繰入れ要件が満たされていない	3
	27	月次報告等について経理規程に基づく処理が行われていない	2
	28	会計責任者の未設置など管理運用体制が不十分	2
	29	収支予算又は補正予算について定款に定める承認等の手続きがなされていない	2
その他	30	登記事項について変更が生じた場合の変更登記が期限までに行われていない	8
	31	法令に定める事項(定款、役員等報酬基準)について、インターネットを利用して公表されていない	2
	32	法人の内部牽制が機能していない	2

社会福祉法人に対する口頭指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
定 款	1	定款細則について法人定款と整合性がない条文がある	9
	2	定款細則が法人定款に基づき作成されていない	4
評議員 評議員会	3	評議員会の日時及び議題等が理事会の決議により定められていない	10
	4	評議員の任期について定款の規定と異なる取り扱いがなされている	9
	5	理事会で決議を得る前に評議員会の招集通知がなされている	6
	6	評議員選任・解任委員会の運営の細則が定められていない	2
	7	定められた期限までに評議員に招集通知がなされていない	2
	8	招集通知に記載のない議題が決議されている	2
	9	評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等が選任前に確認されていない	2
理 事 理事会	10	理事長や業務執行理事の職務執行に関する報告が適切に行われていない	8
	11	委任された範囲を超えて理事長の専決処理がなされている	3
	12	役員の任期について定款の規定と異なる取り扱いがなされている	2
監 事	13	理事会への出席義務が履行されていない	2
資産管理	14	資産総額の変更登記が期限内に行われていない	3
会計管理	15	収支計算書の予算額と最終補正予算額に相違がある	4
	16	適切な予算管理が行われていない	3
	17	寄附に際して寄付申込書の整備や領収書の発行がなされていない	2
	18	事業の内容に応じたサービス区分等が設けられていない	2
その他	19	計算書類等が必要な期間据え置かれていない	4
	20	理事長の変更登記が期限内に行われていない	2

児童福祉施設に対する文書指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
利用者処遇	1	2名以上の保育士等が配置されていない時間帯がある	5
	2	事故報告が必要な事例について、市所管課へ報告されていない	4
	3	全体的な計画又は指導計画が作成されていない	3
	4	事故発生又は事故防止の指針が作成されていない	2
	5	入園時の健康診断が実施されていない	2
災害対策	6	消火訓練が実施されていない月がある	7
	7	非常災害対策の具体的計画が掲示されていない	6
労務管理	8	超過勤務手当の支給もれ、支給額に誤りがある	6
	9	諸手当（主任手当、特殊業務手当等）の支給額に誤りがある	4
	10	給与格付に誤りがある又は給与規程の規定と異なる	4
	11	賞与の支給額に誤りがある	2
会計経理	12	委託費で支出が認められない経費を支出している	12
	13	委託費の弾力運用について、繰入可能な額を上回って他のサービス区分等に繰り入れられている	7
	14	収入した金銭が経理規程で定められた期限内に金融機関に預け入れられていない	5
	15	適切な予算管理が行われていない	5
	16	1件の契約金額が100万円を超える契約に際し、契約書が作成されていない	3
	17	委託費の弾力運用について、要件を満たさずに同一法人内の他のサービス区分へ繰り入れられている	3
	18	事業活動収入計の3%を超える前期末支払資金残高の取崩について、所管課への事前協議がない	2

児童福祉施設に対する口頭指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
施設管理運営	1	感染症発生報告が必要な事例について、市担当部署への報告がなされていない	2
利用者処遇	2	児童又は園児の1回目の定期健康診断が適切な時期に実施されていない	15
	3	食育計画の評価が行われていない	5
	4	児童又は園児の入園時の健康診断が未実施又は実施時期が不適切である	3
	5	2名以上の保育士等が配置されていない時間帯がある	2
調理業務	6	原材料又は調理済み食品の保存漏れがある	4
	7	検便検査の結果を確認せずに調理業務等への従事が行われている	4
災害対策	8	非常災害対策の具体的計画が掲示されていない	5
	9	消防設備等の点検が6月ごとに1回実施されていない	4

児童福祉施設に対する口頭指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
労務管理	10	雇入れ時の健康診断について未実施又は検査項目漏れがある	4
	11	初任給決定の経緯が不明確である	3
	12	最低賃金額を下回っている	3
	13	雇入れ時の健康診断が実施時期が不適切である	2
	14	年次有給休暇の付与及び繰越日数に誤りがある	2
	15	1か月の労働時間限度を超過した勤務割となっている	2
会計経理	16	計算書類が閲覧に供されていない	13
	17	適切な予算管理が行われていない	12
	18	収入した金銭が経理規程で定められた期限内に金融機関に預け入れられていない	10
	19	固定資産に計上もれがある	9
	20	月次報告書の現金預金額と金融機関の発行する残高証明書等の金額に相違がある	9
	21	1件の契約金額が10万円以上100万円以下の契約に際し、請書が徴されていない	9
	22	固定資産に含まれない資産を資産として計上している	8
	23	講師謝金について契約書などの支払根拠が明確でない	6
	24	金銭の収入に際し、領収書が発行されていない	5
	25	委託費で支出が認められない経費を支出している	5
	26	寄附金品の受入れに際し、経理規程に基づく処理が行われていない	3
	27	前払費用の計上に誤りがある	2
	28	固定資産の計上金額に誤りがある	2
	29	積立金の管理が適切に行われていない	2
	30	当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超えている	2
	31	随意契約に際し、経理規程で規定された3社以上の見積書が徴されていない	2
	32	廃棄した固定資産が資産計上されたままになっている	2
	33	附属明細書と計算書類の金額が一致していない	2
	34	1件の契約金額が100万円を超える契約に際し、契約書が作成されていない	2
	35	計算書類に計上漏れ又は計上誤りがある	2
36	旅費の支給額に誤りがある	2	

障害者支援施設に対する文書指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
会計経理	1	適切な予算管理が行われていない	2
	2	当期資金収支差額に資金不足が生じたまま、繰り入れが行われている	2
	3	就労支援事業活動増減差額が利用者に還元されていない	2

障害者支援施設に対する口頭指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
利用者処遇	1	入所者預り金等について、規程と異なる取扱いがなされている	2
会計経理	2	1件の契約金額が10万円以上100万円以下の契約に際し、請書及び2社以上の見積書が徴されていない	2
	3	固定資産に含まれない資産が資産として計上されている	2

老人福祉施設に対する文書指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
利用者処遇	1	身体拘束等の適正化を図るための指針の未整備、定期的な研修を開催していない、又は対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない	3
会計経理	2	1件の契約金額が10万円以上100万円以下の契約に際し、請書が徴されていない	5
	3	適切な予算管理が行われていない	4
	4	固定資産物品の取得又は処分の際に、経理規程で定める事前の理事長承認がない	3
	5	当期資金収支差額に資金不足が生じたまま、繰り入れが行われている	2
	6	他のサービス区分へ繰り入れを行った結果、当期資金収支差額に資金不足が生じている	2

老人福祉施設等に対する口頭指摘事項

項目	番号	指 摘 事 項	件数
利用者処遇	1	入所者預り金等について、規程と異なる取扱いがなされている	2
調理業務	2	原材料又は調理済み食品の保存漏れがある又は保存方法が不適切である	6
労務管理	3	介護業務に常時従事する職員の腰痛検査が配置前に実施されていない	2
会計経理	4	適切な予算管理が行われていない	7
	5	1件の契約金額が10万円以上100万円以下の契約に際し、請書が徴されていない	6
	6	減価償却の計算に誤りがある	3
	7	固定資産に含まれない資産を資産として計上している	3
	8	月次報告書の現金預金額と金融機関の発行する残高証明書等の金額に相違がある	2
	9	収入した金銭を経理規程で定められた期限内に金融機関に預け入れている	2
	10	他の社会福祉法人等への貸付金を年度内に精算していない	2
	11	事業の内容に応じた拠点区分が設けられていない	2
	12	基本財産取得の際に、理事会及び評議員会の承認がなされていない	2
	13	本部経費が施設サービス区分から支出されている	2
	14	固定資産物品の処分の際に、経理規程に規定された事前の理事長承認がない	2
	15	随意契約に際し、経理規程で規定された3社以上の見積書が徴されていない	2

令和2年度社会福祉法人等指導監査実施計画及び重点事項について（抜粋）

1 指導監査実施方針

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査については、関係法令等に従い、法人運営、施設運営及び施設利用者の処遇が適正に行われることを目的として実施する。

社会福祉法人においては、社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、法令遵守と適正な運営の確保を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法令等に定める事項のインターネットを利用した最新のものの公表等による法人運営の透明性の確保など、適切な法人運営が行われるよう指導する。

施設運営及び施設利用者の処遇については、利用者視点に立ったサービスが適正かつ円滑に提供されるよう、法令及び国の通知等に基づき重点的・効果的な指導監査を実施し、不適切な運営を未然に防止し、サービスの提供に必要な人員が配置され、設備及び運営に関する基準が遵守されるとともに、非常災害発生時やリスクマネジメントに対する体制整備、施設職員の定着化や育成を念頭に各種研修会が実施され、さらに適正かつ公正な会計処理が行われることで利用者視点に立った質の高い福祉サービスが提供されるよう指導する。

2 指導監査の実施計画

(1) 指導監査実施対象及び実施時期

令和2年度の指導監査の実施対象は、「令和2年度指導監査実施対象一覧表」に掲げる社会福祉法人、社会福祉施設とし、「月毎年間計画」により実施する。

(2) 指導監査実施方法

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、社会福祉法等関係法令及び鹿児島市社会福祉法人等指導監査要領に基づき、指導監査項目及び主眼事項、着眼点を自主点検表等に定め、「指導監査指摘基準」により文書指摘、口頭指摘を行うこととする。

なお、同一年度内に介護保険法または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による実地指導が予定されている社会福祉施設については、施設指導監査と同時に行うよう努め、所管課による確認監査が予定されている児童福祉施設についても、所管課と日程調整を行い、実施することとする。

3 令和2年度指導監査の重点事項

令和2年度の指導監査における重点事項は、社会福祉法人及び社会福祉施設の所管課から特に確認が必要として要望のあった事項や全国主管課長会議等における留意事項、前年度の重点事項における遵守状況や特に指摘が多かった事項等を踏まえ、下記のとおり重点事項を定める。

「社会福祉法人」・・・「法令遵守と適正な運営の確保」（7項目）

（1）適正な法人運営体制の確保（4項目）

- ①理事、監事の選任手続きは適正に行われているか。
- ②理事会・評議員会の開催手続き、開催時期、議事録の記載内容及び保存が適正になされているか。
- ③理事、監事及び評議員の報酬等は支給基準に沿って支給されているか。また、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）で公表されているか。
- ④地域における公益的な取組の実施に努めているか。また、実施している場合は現況報告書へ漏れなく記載しているか。

（2）事業経営・会計処理における透明性の向上（3項目）

- ①必要な計算書類、附属明細書、財産目録及び現況報告書が正しく作成されているか。
- ②法人において、経営状況の財務分析が行われているか。
- ③定款の内容や役員等報酬基準などの法令に定める事項について、インターネットを利用して最新のものを公表しているか。

「施設全般」・・・「利用者視点に立ったサービス提供への取組み」（14項目）

（1）利用者の安全対策（2項目）

- ①非常災害対策計画や必要に応じた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が適切に行われているか。
- ②リスクマネジメント（感染症予防対策、事故発生防止及び発生時の対応、事故報告等）が適切に行われているか。

（2）虐待防止及び身体拘束廃止（2項目）

- ①虐待の未然防止や早期発見に努めているか。
- ②身体拘束の廃止に向けた取組や手続きが適正に行われているか。

（3）必要な職員の確保と職員処遇の充実（4項目）

- ①配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。
- ②職員の定着化・育成に努め、各種研修会の実施及び参加が積極的に行われているか。
- ③長時間労働や正規・非正規間の不合理な待遇差の解消など、働き方改革への対応が適切に行われているか。
- ④保育所においては、給与や各種手当は給与規程等の規定に基づき支給されているか。

（4）施設運営及び利用者に係る適正な会計処理（6項目）

- ①適切な予算管理が行われているか。
- ②収納現金の管理、必要な経費への委託費の支出などの支出管理が適正に行われているか。
- ③契約手続（入札・随意契約等）は適正に行われ、契約書等は作成されているか。
- ④資金移動に係る経理処理が適正に行われているか。
- ⑤軽費老人ホームにおいては、利用者が支払う利用料の算定が適正に行われているか。
- ⑥入所時の預り金について、要領等に基づいた適切な取り扱いが行われているか。また、退所時の預り金・遺留金品の引き渡しなどの処理は適正かつ速やかに行われているか。